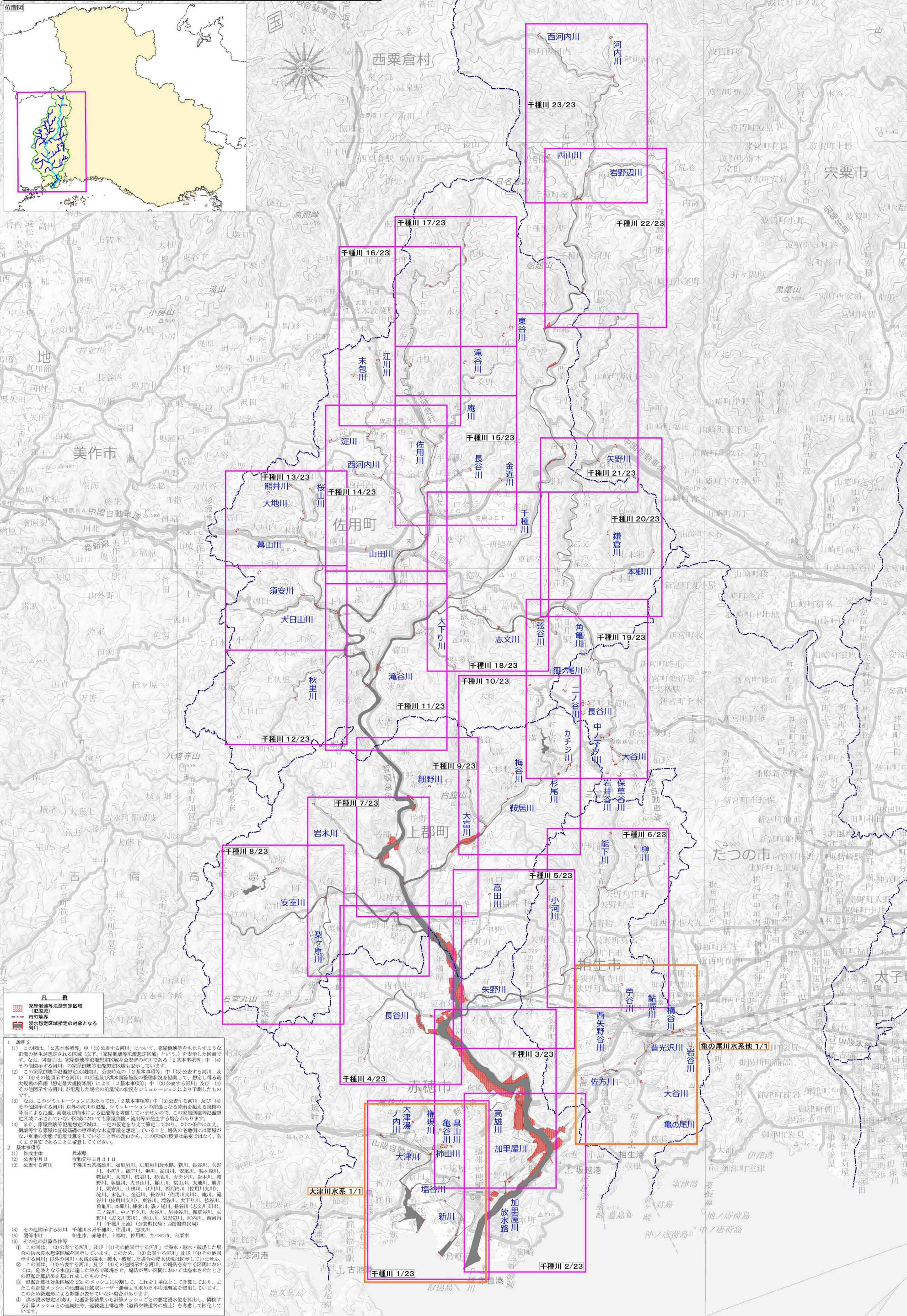


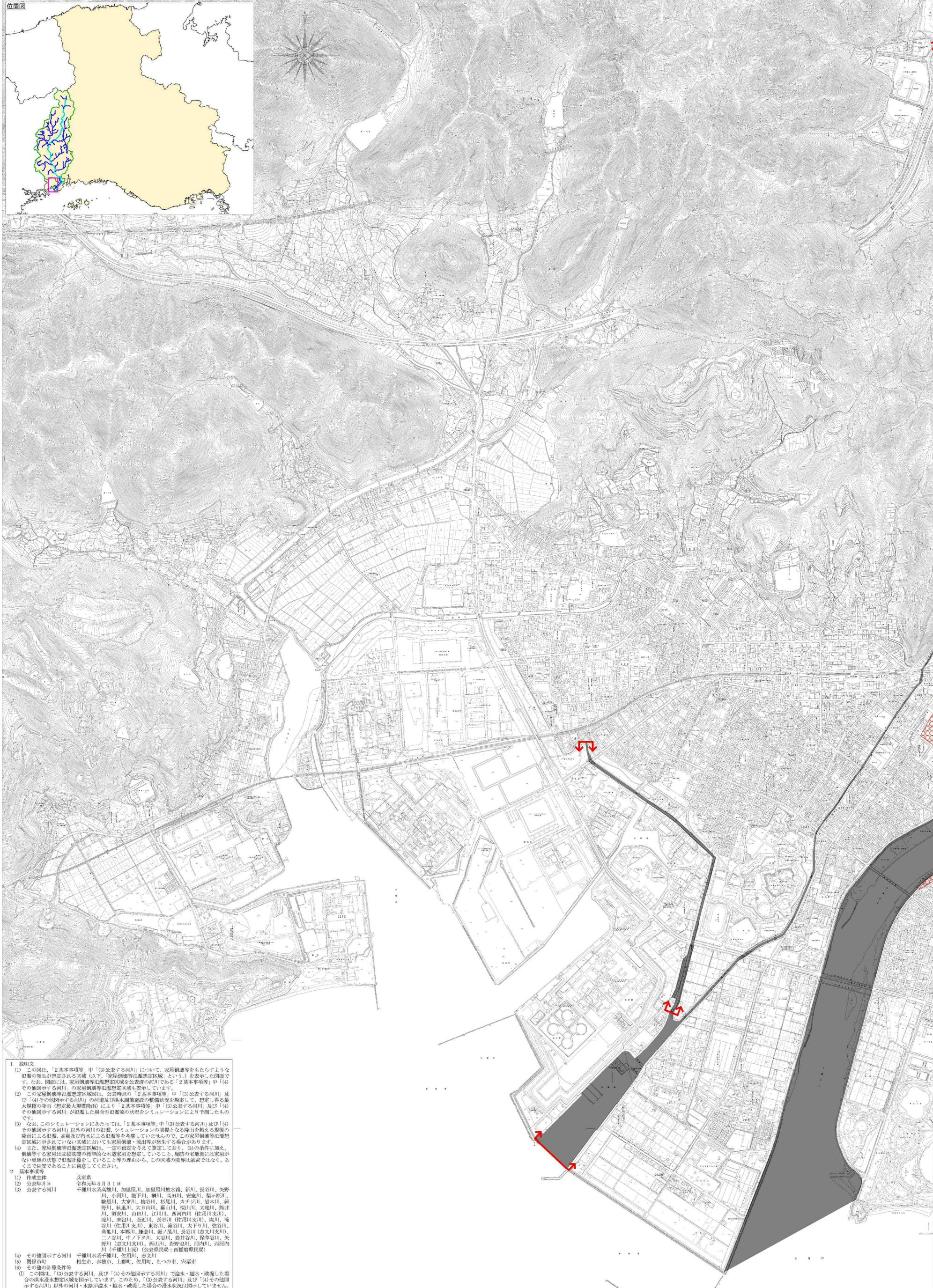
千種川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(氾濫流) 総括図(図郭図)

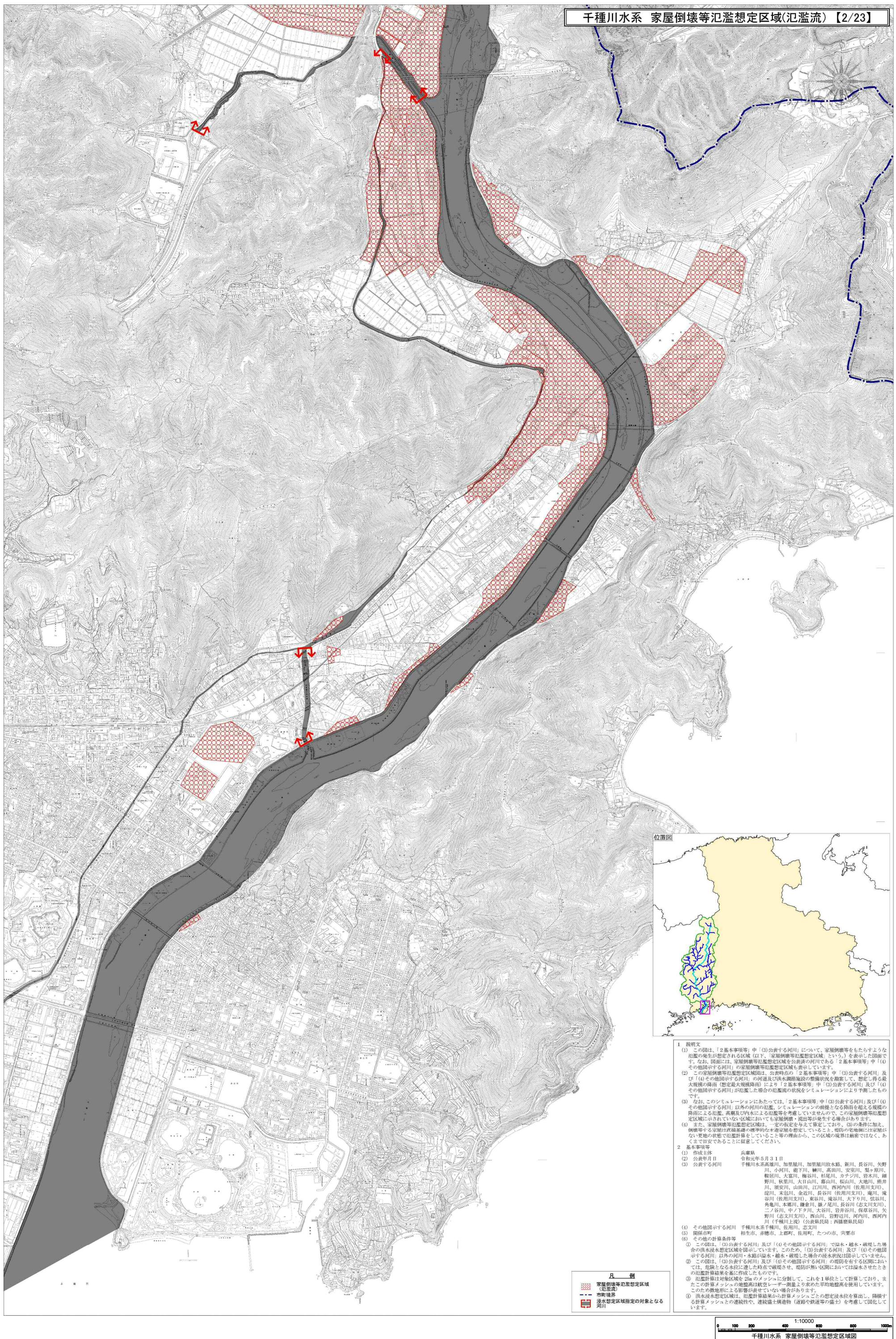
位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 令元情複、第99号）

千種川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図(氾濫流)【1/23】





1 段説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家庭倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家庭倒壊等氾濫認定区域」という)を表示した面図であります。なお、同時に、家庭倒壊等氾濫認定区域と市町公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他市町表示する河川」の「家庭倒壊等氾濫認定区域」を表示しています。

(2) この河川倒壊等氾濫認定区域図は、河川時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他市町表示する河川」の河川及び水系水路網施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降水量(最大規模復旧降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他市町表示する河川」が氾濫した場合の氾濫状況をミラーショーンにより予測したものであります。

(3) なお、このミラーショーンによるとあっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他市町表示する河川」以外の河川(河川等)の倒壊等による構造物の損傷や既存の規範の障害による氾濫、河川の水位による影響等を考慮していません。また、河川倒壊等氾濫認定区域に該当していない区域においても家庭倒壊等が発生する場合があります。

(4) また、河川倒壊等氾濫認定区域は、「河川の水流をもとに算出」しており、(3)の条件を加え、例倒壊等による区域は直接構造物の水位が逆流を想定していること、他の河川側には家屋がない限り他の付帯河川氾濫を想定していること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで妥安であることに留意してください。

2 基本事項等

